

議 案 第 6 9 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年6月3日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

富士見市長 星 野 光 弘 印

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の富士見市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。